

上郡町災害廃棄物処理計画【概要版】

1. 計画策定の背景及び目的

平成7年に発生した阪神・淡路大震災や、平成23年に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を広い範囲にもたらしたが、これらの災害では膨大な量の災害廃棄物が発生し、その処理は困難を極めた。また、南海トラフ巨大地震や未知の断層による地震も危惧される中、近年は、毎年のように豪雨による水害が発生しており、これらの災害により発生する災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理のために、事前に対策を講じておくことは重要である。

上郡町（以下「本町」という）においても記録的な降雨となった平成16年9月台風第21号災害をはじめ、大きな被害をもたらした平成21年8月台風第9号災害、関東や東北地方で被害のあった令和元年10月の令和元年東日本台風や、九州地方を中心に被害のあった令和2年7月豪雨など、大規模な風水害や土砂災害が毎年のように各地で発生し、その被害も甚大化している。このような災害により大きな被害を受け、大量の災害廃棄物が発生することが予想される。

このような災害で発生する災害廃棄物は、多種多様な物質が混入し、その処理に多くの労力を費やす廃棄物である。その処理は長期にわたり、多額の処理費用が必要となり、復旧・復興を妨げ、また害虫の発生や悪臭、仮置場の火災といった住民の衛生面、安全面に問題が生じる。

国においては平成30年3月に「災害廃棄物対策指針」の改定が行われ、より実践的な対応に関する事項や平時の備えについて示されている。また、兵庫県では平成30年8月に「災害廃棄物処理計画」の策定が行われている。

このような背景を踏まえ、災害により発生した廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施し、速やかな復旧・復興を進めるため、地震災害だけでなく、風水害やその他の自然災害等、局地災害についても検討を行い、最新の情報や関係法令の改正等を反映し、過去の災害から得られた教訓を生かした、より実効性のある計画を策定する。

2. 計画の位置づけ

本計画は、全国で発生している災害における教訓や知見を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）等の改正及び同法に基づく基本方針をもとに、「上郡町地域防災計画」及び「上郡町一般廃棄物処理基本計画」における災害廃棄物の処理に関する事項を補完する計画として位置付けるものである。

なお、災害発生時には、情報収集を行ったうえで、本計画に基づき災害廃棄物の発生量の推計、処理期間等の方針及び具体的な処理体制について検討を行い、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を作成する。

3. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、本町地域防災計画で想定されている山崎断層帯を震源とした地震及び、本町を震源地とする直下地震の2つとする。また、本町では平成16年、平成21年に記録的降雨による被害が発生したことから、風水害も対象災害に加えることとする。

4. 対象とする廃棄物

災害時に発生する廃棄物は、災害廃棄物の他に通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。災害廃棄物には、住民が自宅内を片付けたごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は本計画の対象としない。また、道路や鉄道等の公共施設等からの廃棄物の処理については、管理者が行うことを基本とする。事業場において発生した廃棄物は、発災後、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとする。

災害廃棄物に関する業務は、平時から実施している一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処

分、再資源化だけでなく、「災害廃棄物の仮置場の管理」から「災害廃棄物の処理」や「災害廃棄物による二次災害の防止」等を含むものとする。

5. 災害廃棄物発生量

本町の想定災害である山崎断層帯を震源とした地震及び、本町を震源地とする直下の地震及び水害により発生する災害廃棄物発生量、避難所で発生するごみの量、町内で必要となるし尿収集量及び仮設トイレ必要基数を、上郡町地域防災計画の想定被害数をもとに災害廃棄物対策指針（環境省）【技術資料 14-2】、【技術資料 14-3】の計算方法を用い推計したものを表 1、表 2、表 3 に示す。

表 1 山崎断層帯地震による災害廃棄物発生量

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	合計
531t	333t	990t	1,551t	33t	447t	2,115t	6,000t
避難所ごみ（1日後）				し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数（1日後）			
0.01 t / 日				し尿収集必要量 1,147L/日、1 基			

表 2 上郡町直下地震による災害廃棄物発生量

柱角材	可燃物	不燃物	燃えがら	コンクリートがら	金属くず	合計
34,296t	12,078t	66,955t	2,535t	111,721t	2,050	229,634t
避難所ごみ（1日後）			し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数（1日後）			
0.92 t / 日			し尿収集必要量 10,799L/日、74 基			

表 3 水害による災害廃棄物発生量

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	合計
1,232t	1,217t	3,050t	4,296t	201t	172t	4,153t	14,321t
避難所ごみ（1日後）				し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数（1日後）			
1.70 t / 日				し尿収集必要量 10,177L/日、69 基			

※四捨五入の関係で数字の合計が合わない場合がある。

6. 組織体制と役割分担

被災時における内部組織体制として、本町の地域防災計画に基づき、「災害対策本部」を設置する。災害廃棄物対策における内部組織体制は、図 1 を基本とする。

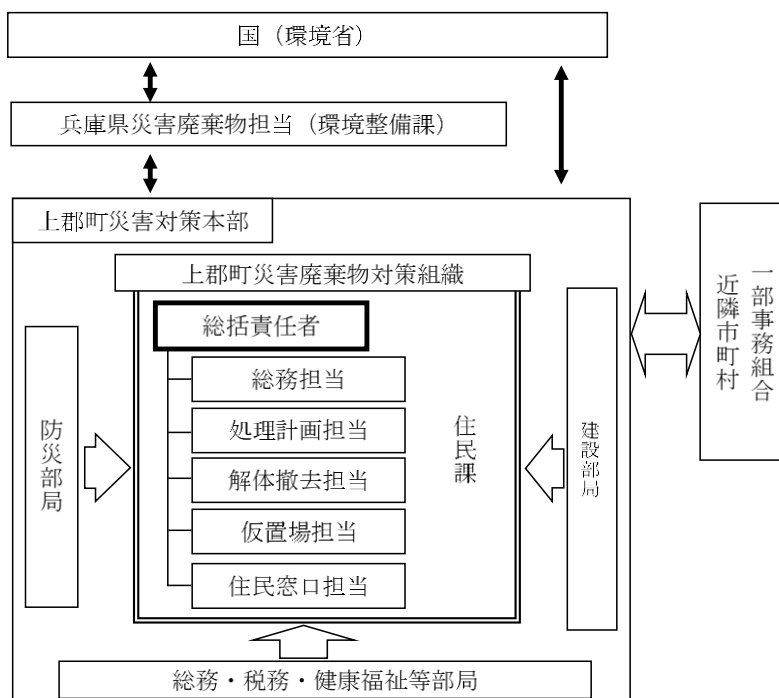


図 1 災害廃棄物対策における内部組織体制の例

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成 24 年 5 月）を参考に作成

7. 公的機関相互の連携協力体制の確立

大量の災害廃棄物が発生する大規模災害時には、被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、行政区界を越えた広域的な協力・連携の下での処理が必須となる。したがって、市町村、都道府県、民間事業者（廃棄物関係団体等）、国（環境省）がそれぞれの役割分担をもとに、広域的な相互協力体制を整備することが必要となる。本町では、兵庫県や県内市町村等との協定を結んでいるため、隣接する市町村で同様の被害が出た場合は、速やかに連絡を取って、災害廃棄物処理に関する協力を行う。また、本町で被害が出た場合は、被害状況や必要とする人的・物的数量を明示し、応援を要請する。

表4 県及び県内市町村との協定

協定の名称	締結先	締結年月	協定の内容
西播磨地域災害時相互応援に関する協定	姫路市・相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・神河町・市川町・福崎町・太子町・佐用町	平成8年3月	<ul style="list-style-type: none"> 資機材及び物資の斡旋又は提供 職員の派遣 被災者の受け入れ
兵庫県・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	赤穂市・佐用町・宍粟市・備前市・美作市・西粟倉村	平成8年7月	<ul style="list-style-type: none"> 物資・資機材の提供 職員の派遣 被災者の受け入れ
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県、兵庫県下29市12町	平成17年9月	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供およびあっせん 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん その他、災害廃棄物の処理に関し必要な事項
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県、兵庫県下29市12町	平成18年11月	<ul style="list-style-type: none"> 資機材、物資及び施設の斡旋または提供 職員等の派遣 被災者の受け入れ
兵庫・岡山・鳥取三県境隣市町村災害相互支援に関する協定書	宍粟市・佐用町・美作市・西粟倉村・智頭町	令和2年4月	<ul style="list-style-type: none"> 資機材、物資及び施設提供 職員等の派遣 被災者の受け入れ

なお、国からは災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）による現地支援や、近畿ブロック協議会を通じた広域的な協力体制の構築や災害廃棄物処理への財政支援を受ける。

●D.Waste-Net とは

研究・専門機関や一般廃棄物関係団体、廃棄物処理関係団体、建設業関係団体等で構成され、環境省が事務局となって被災自治体に専門家・技術者を派遣し、平時の備えから発災後の適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理の支援まで、自治体等の災害廃棄物対策を支援することを目的としている。平成27年に発足して以来、数多くの災害廃棄物処理の現場において現地支援にあたっている。

8. 災害廃棄物処理

（1）処理戦略

被災地の早期復旧、復興のためには、環境に配慮しながら、災害廃棄物を早期に処理することが最重要であることから、概ね3年以内に処理を終了することを基本とする。

災害発生後、全般的な被害状況を的確に把握するとともに、災害廃棄物等の発生量、処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量などを踏まえ、処理スケジュールを作成する。

（2）収集運搬

災害時において優先的に収集する災害廃棄物の種類、必要な機材、収集運搬方法・ルートについて、平時に想定しておく。収集運搬ルートは、県地域防災計画に示されている緊急輸送道路区間を基準に選定する。

（3）水害廃棄物

水害では水が引いた直後から片付けごみの排出が始まるため、迅速な対応が必要である。なお、

大量の土砂等が宅地内に流入する場合があります、がれきに混合または付着した土砂等は極力除去し、分別を徹底する。水分を含むことで腐敗性が高まる廃棄物を優先的に撤去し、処理する。また、水濡れによる重量の増加、機器等の漏電などに留意する。

(4) 避難所ごみ・し尿

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うことを原則とするが、生活に支障が生じないよう計画的な収集運搬・処理を行う。その際には、次の事項を勘案する。

① 避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）

② 支援市町等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

避難所における避難者の生活に支障が生じないよう必要な数の仮設トイレ（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し、設置する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。発災後、生活圏内の公衆衛生を確保するため、下水道、し尿処理施設等について、揺れによる機器の損傷や、浸水・土砂の流入等で使用不可になっていないか速やかに確認し、復旧措置を講ずる。また、浄化槽（みなし浄化槽を含む）、汲取り便槽についても住民からの連絡が入り次第順次対応する。被災による道路事情の悪化等により、各家庭や仮設トイレのし尿を下水道施設・し尿処理施設等へ移送することが困難な場合は、状況に応じて適正に保管、消毒し、仮設沈殿池による一次処理、非被災地域及び稼働可能な施設への広域移送等を行う。

9. 仮置場の設置、運営

(1) 仮置場の設置

平時から所有者、関係法令その他留意事項について検討し、仮置場候補地を選定しておく。なお、本計画における仮置場の必要面積は、山崎断層帯地震の場合 1,622 m²、上郡町直下地震の場合 75,342 m²、水害の場合 4,119 m²と推計される。

(2) 環境対策・モニタリング

仮置場の設置に際しては、周辺住民へ配慮したレイアウト、効率的な受入・分別・搬出作業が可能となる配置計画を立案する必要がある。

仮置場の運営管理に際しては、労働災害や周辺環境への影響を最小限とするため、仮置場の路盤や搬入路の整備、災害廃棄物の搬入・分別などの作業に伴う安全管理を徹底することとする。また、労働災害や周辺環境の悪化を防ぐために、仮置場において環境モニタリングを必要に応じて実施する。

10. 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から様々な相談・問い合わせが寄せられることが想定されるため、本町は、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び相談内容・回答内容の整理といった情報の管理方法を検討する。

また、ボランティアに関する相談・問い合わせも想定されるため、必要な人材が円滑に確保できるよう社会福祉協議会等関係機関と連絡・調整を図る。

11. 排出ルールと住民広報

仮置場を開設する際には、防災行政無線、広報車、本町ホームページ等により住民に対し以下のような点をしっかりと伝えることが重要となる。また、ボランティアについても、本町が役割を決め、同様に以下の点を伝える。

① 仮置場の場所、搬入時間、曜日等

② 誘導路（場外、場内）、案内図、配置図

③ 分別方法（平時の分別方法を基本とした方が伝わりやすい）

④ 仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、一部の有害ごみ、引火性のもの等）

⑤ 町内の災害廃棄物であることの確認（罹災証明書等の呈示、災害ごみ搬入届の提出等）